

平成28年度 第1回習志野市安全で安心なまちづくり協議会の概要

会議名	平成28年度 第1回習志野市安全で安心なまちづくり協議会
開催日時	平成28年7月29日(金) 午前10時から午前11時20分
開催場所	サンロード津田沼6階 特別会議室
出席者	委員：川村委員(会長)、増田委員、長谷川委員、児玉委員、鈴木委員、野手委員、金子委員、田中委員、石井委員、萩原委員(藤原氏代理)、高梨委員、加藤委員、阿部委員 事務局：協働経済部 齋藤部長、松岡次長 防犯安全課 大谷顧問、岡野課長、高田係長、森、川洲 傍聴人：1名
議題 及び 会議の概要	<p><b>次 第</b></p> <p><b>1. 委嘱状交付式</b></p> <p>(1)開会 (2)委嘱状交付 (3)委員紹介 (4)事務局紹介 (5)閉会</p> <p><b>2. 第1回習志野市安全で安心なまちづくり協議会</b></p> <p>(1)開会 (2)議題 ①平成28年度 主な防犯活動予定について ②空家等対策の取組み状況について ③市内犯罪発生状況等について (3)その他 (4)閉会</p> <hr/> <p><b>会議の概要</b></p> <p><b>1. 委嘱状交付式</b></p> <p>(1)開会</p> <p>(2)委嘱状交付 市長より再任・新任委員の7名へ委嘱状を交付</p> <p>(3)委員紹介</p> <p>(4)事務局紹介</p> <p>(5)閉会</p>

## 2. 第1回習志野市安全で安心なまちづくり協議会

「犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則第4条第1項」により本協議会は会長が招集、議長となると規定されているため、会長が進行。

### (1)開会

会長及び市長より挨拶

### (2)議題

「犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則第4条第1項」により本協議会は会長が議長となると規定されているため、会長が議長となる。

#### ①平成28年度 主な防犯活動予定について

##### ■事務局より、資料1に基づき説明

- ・5月13日に防犯協会理事会・総会及び防犯指導員連絡協議会を開催。主に平成27年度の事業報告、平成28年度の事業計画等を審議した。
- ・6月18日に、キラット・ジュニア防犯隊の誕生会を開催。今年度は市内の全公立小・中学校から233名の児童・生徒が隊員となった。
- ・7月2日に、防犯指導員を対象とした第1回防犯研修会を開催。千葉県防犯設備協会会長である平間氏を講師として、安全で安心なまちづくり、特に、地域力と防犯をテーマに講話をしていただいた。
- ・7月17日に、キラット・ジュニア防犯隊が市民まつりのパレードに参加し、多くの市民に防犯意識高揚のアピールをした。
- ・7月20日に、キラット・ジュニア防犯隊と防犯指導員が合同で第1回自転車防犯診断を京成津田沼駅前駐輪場及びJR新習志野駅前駐輪場で行った。
- ・8月24日にキラット・ジュニア防犯隊の習志野警察署見学会を予定。
- ・10月の安全で安心なまちづくり月間においては、市内街頭啓発キャンペーン、また、安全で安心なまちづくり市民大会を開催し、キラット・ジュニア防犯隊による防犯寸劇や、防犯に関する講演を行う予定。
- ・その他、市、警察、防犯協会、地域の防犯指導員と連携を図り、防犯意識、防犯知識の高揚に努めていく。
- ・自主防犯活動団体への支援、防犯カメラ、防犯灯の維持管理、市職員による防犯パトロールなど、多岐に亘る防犯に関する事業を今年度も引き続き防犯安全課において実施する。
- ・キラット・ジュニア防犯隊の今までの様々な活動の功績が認められ、昨年度、内閣府より「チャイルド・ユースサポート章」、千葉県より「ライトブルー少年賞」を受賞した。今年度も、このような賞に見合った活動を行う。

##### ■質疑等

【会長】この受賞を通じて、キラット・ジュニア防犯隊の子ども達にはどのように育ててほしいと考えているのか。

【事務局】各地域での防犯活動のリーダー的な存在に育ってほしい思いと、昨今は世代間の交流が無くなってきていると言われていたため、先頭にたって世代間交流をするよう育ってほしいと思っている。

## ②空家等対策の取組み状況について

### ■事務局より、資料2に基づき説明

- ・空家等対策の担当が、機構改革により今年度からは協働経済部防犯安全課で担うこととなった。
- ・地域住民等からの申し出・苦情について、従前より空家等に対しての苦情を受けた際、各担当で空き家の所有者を特定したうえで、所有者に対し改善を依頼する旨の文書を送付しているが、空家特措法が施行されたことにより、これらのことが法律を根拠として実施することができるようになった。また、著しく危険である、衛生上有害である、生活環境を害している等の条件に値するような、いわゆる「特定空家等」と呼ばれるものに該当する場合、固定資産税に係る特例措置の適用を除外、行政代執行ができるように法律の中で規定されていることから、所有者に対する文書も、法律の施行により「指導」のような意味合いが強くなった。
- ・申出件数について、今年の4月から6月末と昨年の同時期を比較すると、10件以上件数が増加。また、昨年度一年間で50件申出を受付したが、今年度に入り3ヶ月で18件というのはかなり申出件数が増加している。空家特措法の施行を受け、市民の皆様の空き家に対する関心が高まっているためと考える。
- ・空家等対策協議会及び庁内検討委員会について、空き家問題についてはその性質上防犯面だけではなく、建築の観点、住宅施策の観点など様々な視点からの対応が必要不可欠となる。このことから、庁内の連携を図ることを目的に昨年度、「空家等対策計画の策定に関する庁内検討委員会」を立ち上げ会議を開催した。
- ・空家等対策計画を作成するために、外部の学識経験者等を委員とする「空家等対策協議会」を設置し、会議を行った。
- ・空家特措法第15条に基づく税制上の措置について、同条の規定に基づき国ではいくつかの施策を行っている。一つ目の施策は、現在、敷地に家が建っている場合、人が住んでいても空き家であっても面積に応じて固定資産税が3分の1若しくは6分の1になる特例措置が施されている。しかし、市町村長がその物件を特定空家等と認め、その所有者に対し改善を行うことを勧告した場合、この当該特定空家等の敷地について固定資産税の住宅用地特例の対象から除外するもの。二つ目の施策は、亡くなられた方の家を相続された方が、その家を耐震リフォームし売却をする、または、家を取り壊して更地にし、その敷地を売却した場合、その家や敷地を譲渡した時に発生する譲渡所得から3,000万円を控除するというもの。

- ・今後の予定について、今年度、市内の空き家の数、空き家の状態等を把握するための、市内の空家等実態調査を行うことを考えている。  
その後、実態調査の結果を踏まえ、空家等対策を円滑に行うために、空き家の場所・所有者・対応履歴等が一括して管理できるようなデータベースシステムを構築し、調査した結果とデータベースを活用して空家等対策計画を空家等対策協議会や、市民の皆様へのパブリックコメントの手続きを経て策定する予定である。

#### ■質疑等

【会 長】 空き家問題の取りまとめは協働経済部で行っているのか。

【事務局】 空き家問題は多岐に亘ることから、庁内各課で連携を取りながら対応していく。その音頭取りを防犯安全課が行う。

【会 長】 どのような方が協議会等の委員になっているのか。

【事務局】 空家等対策協議会の会長は建築関係の資格をもつ千葉工業大学の教授にお願いしている。

庁内検討委員会の委員は、建築指導課長や住宅課長が委員となっており、庁内検討委員会で情報共有を行い、次に外部の方の意見を聴取するために空家等対策協議会を設置し、空家等対策計画を作成するという流れで現在進めている。

【委 員】 申出への対応状況の中で改善依頼件数が40件とあるが、空き家の家屋のみに対するものなのか。雑草等が繁茂しているようなものは含まれているのか。

【事務局】 法律の中で記載されている「空家等」というのは土地の上に建築物があるもの、及びその敷地を指している。

空き地ではなく空き家という中で改善対象が雑草等であったものが40件であったと考えていただければと思う。

【委 員】 状況改善済が32件とあるが、その時に改善されたとしても継続的な指導をしなくてはならないのではないかと考える。

根本的な解決をしなければいけないのではないかとと思うのですが、指導というのは強制力があるのか。また、雑草等の繁茂について数ヶ月から1年に一度通知を出したとしてもその間に家屋自体が崩れやすくなっている等が考えられ、根本的な解決にはならないと思う。そのあたりはどのように考えているか。

【事務局】 雑草等に対し一回刈るなどしたとしても根本的な解決になっているとは言えない。

その中で、私どもで状況確認をしていかななくてはならないし、再度雑草等が伸びてしまっているようなら改善するよう指導しなければいけないと考えている。

しかし、根本的な解決ということで、樹木を根から抜く、家を取り壊し、更地にして整地するといった指導は空き家とはいえ個人のもつ財産となるため、そこまでの強制力はない。

しかし、悪い状況が改善されないままとなると法律に基づき行政代執行が行えるようになってきているため、ある意味で強制力があるのではないかと考える。

【委員】市として空き家をプラス面で考え、有効活用などをするような考えはないのか。

【事務局】有効活用に関しては、昭和56年に建築基準法が変わったことによる新たな耐震基準に則した空き家については有効活用することは可能であると考えます。

しかし、市内に有効活用できる空き家がどのくらいあるのか把握できていない状況である。実態調査を進める中で空き家の状況を把握し、有効活用に結び付けられる空き家については有効活用していく方針を空家等対策計画の中に盛り込むことを考えている。

【委員】習志野市内で空き家の多い地域というのはどこになるのか。

【事務局】現状、申出を受けた件数の中だけを見ると、ある特定の地域に空き家が多いというのは見受けられない。今後実態調査を進めていく中で空き家の多い地域についても把握できればと考えている。

【委員】空き家の譲渡所得3,000万円特別控除について、この3,000万円というのは何を根拠に基づいた額なのでしょうか。

【事務局】この制度は国で作成されているものであることから、事務局では控除額の根拠については把握していない。

### ③市内犯罪発生状況等について

#### ■委員(習志野警察署)より、資料3に基づき説明

- ・市内犯罪の発生状況について、全国的にみると犯罪の認知件数は減少傾向にある。県内では平成14年が戦後最悪と言われる犯罪発生件数だったが、翌年からは特殊対策として官民一体となつての犯罪の抑止に努め、13年連続で犯罪発生件数が減少している。
- ・犯罪の種類の中でも自転車盗難と万引きは他に比べて発生件数が多い。しかし、自転車盗難と万引きについても、件数は多いが、犯罪の発生自体は減少傾向にある。併せて、車上ねらいや部品ねらい、自動販売機ねらいといった街頭犯罪と言われる犯罪も減少傾向にある。
- ・問題となっている犯罪は侵入盗犯であり、これは空き巣等を指すが、昨年同時期と変わらない件数である。事務所荒らしや倉庫荒らしといった少し変わった侵入盗が増えてきている。
- ・街頭犯罪は何かしらの対策がとれるが、問題は電話de詐欺である。電話de詐欺は習志野市内で昨年25件発生し、被害額は約6,500万円となっている。県でみると925件発生し、被害額は約25億円。今年に入ってから市内の電話de詐欺発生状況はこの半年で昨年同時期比6件増加の19件発生しており、昨年一年間の7、8割に上る件数であり、被害額は約3,400万円。さらに、県でも件数が増加しており、542件の発生があり、約11億円の被害額である。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で発生した19件の電話de詐欺の内、10件がオレオレ詐欺、9件が還付金詐欺ということで半々くらいの割合となっている。        どちらの対策も手を抜けないという中で、現在金融機関では窓口対策として65歳以上の高齢者が窓口で100万円以上下ろす場合には警察に通報していただいている。</li> <li>・還付金詐欺の手口としては、ATMに向かわせ、携帯電話で話しながら操作方法を教え、相手の口座に振り込ませるといったもの。        携帯電話で話しをしながらATMの操作をしている人を見かけたら、学生であろうと社会人であろうと、声をかけていただきたいと様々な所で講話等するときにはお願いしている。</li> <li>・最近、凶悪事件が発生することがある。凶悪事件は忘れた頃にやってくる。今後考えられるのは、障害者施設や高齢者施設を狙った犯行が考えられる。</li> </ul> <p>■質疑等</p> <p>【委員】このところ住居侵入が多いというが、検挙率はどのくらいなのか。      【委員(習志野警察署)】      検挙率については手元に資料がないため正確な数値についてはお答えできない。現行犯で捕まることが少ないため、検挙率としてはかなり低いと考えていただければと思う。</p> <p>【委員】コンビニ店員には高齢者の方がATMを操作しているようなときに声かけをしていただけるようお願いをしているのか。      【委員(習志野警察署)】      各コンビニには声かけをしていただけるようお願いしてまわっているところである。店舗によっては声かけ訓練を実施し、実際声をかけづらいと思っている店員さんが多い中で声のかけ方等を指導したりし、御協力いただけるようにしている。</p> <p>【委員】お忙しいとは思いますが、警察の方に注意喚起の意味も含めてもう少し街頭に出てきていただきたいと考えている。      【委員(習志野警察署)】      要望があったことを報告させていただく。</p> <p>(3)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①委員(防犯協会)より、熊本地震があった際に、倒壊した家屋からホイッスルを使用し、助かったという事例があったことから、ホイッスルを作成したとの報告があり、各委員へホイッスルの提供があった。</li> <li>②事務局より事務連絡を行う。</li> </ul> <p>(4)閉会</p>
<p>問合せ先</p>	<p>所 管 課：協働経済部 防犯安全課        電話番号：047-451-1151 (内線245)</p>